

物価高騰対策事業者支援給付金

宿泊事業者

趣旨

電気・ガス等のエネルギー価格高騰による影響を受けている宿泊事業者に対し、事業継続を支援するため、給付金を支給します。

支給条件

- ①市内で旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所を有する事業者
- ②令和4年分の確定申告又は市・県民税申告（法人の場合は、法人市民税の確定申告）をしていること
- ③令和4年度及び令和5年度の市税等に滞納がないこと
- ④給付金の支給後も事業活動を継続する意欲があること

ホームページ / 電子申請 /



給付金額

部屋数	20 部屋以下	21～50 部屋	51～150 部屋	151 部屋以上
金額	10 万円	20 万円	50 万円	100 万円

申込期間

令和6年1月11日(木)から2月29日(木)まで

※当日消印有効

提出書類

- ①給付金支給申請書（宿泊事業者）
- ②申告に関する書類の写し
個人：令和4年分確定申告書又は令和5年度市民税・県民税申告書類等
法人：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書
- ③営業許可証の写し
- ④宿泊施設の部屋数が分かる書類等の写し

【個人事業主のみ】
前回のエネルギー価格高騰対策事業者支援給付金の申請時に添付している場合は省略可

申込み・問合せ先 十和田市農林商工部商工観光課

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL：0176-51-6773 FAX:0176-22-9799 E-mail:shokokanko@city.towada.lg.jp

営業許可証等の写し

○宿泊事業

- ・旅館業法に基づく営業許可証の写し

よくある主な質問 (Q&A)

Q. どのような事業者が対象となりますか。

A. 市内で旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所を有する事業者が対象となります。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設（ラブホテル等）は対象外となります。

また、農家民宿や葬祭場など、宿泊サービスを広く一般に常時提供している宿泊施設でない場合も、対象外となります。

Q. 市内と市外に宿泊施設がありますが、市外の方も対象になりますか。

A. 市内に住所を有する宿泊施設のみ対象となります。

Q. 同一法人が、複数回申請することは可能ですか。

A. 複数回の申請はできません。

Q. 他の給付金を受けていても対象となりますか。

A. 同時期に実施している物価高騰対策事業者支援給付金（社会福祉施設・医療施設・保育施設、農業者、運送事業者、中小企業者）を受給（予定も含む）している場合は、対象となりません。また、エネルギー価格高騰対策交通事業者支援給付金を受給している場合も対象となりません。

その他の給付金は、を受けていても対象となります。

Q. 最近創業したばかりですが、対象となりますか。

A. 申請日時点で創業しており、他の要件も満たしていれば対象となります。